

事業提案概要書

1 施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること

<p>1-1(1) 管理運営にあたっての基本方針(施設運営の基本方針を記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令、条例・規定、募集要項及び業務仕様書等に則り、着実に業務内容を履行していくため、内部・外部評価等を計画的に行い、市民サービスに主体を置いた管理運営に努めます。 ・ 安井息軒顕彰会の会員拡大に努め、地元密着型の郷土愛を醸成できる持続可能な管理運営を推進します。 ・ 子どもから高齢者まで楽しめる息軒に関するイベントや事業を行い、開かれた記念館づくりを行います。 ・ 学芸員を核として、県内外の大学や関係機関・団体等と連携し、安井息軒に関する情報収集、研究の成果を発信する拠点としての施設管理運営を行います。
<p>1-1(2) 市民の平等な利用の確保(市民の平等な利用を確保する方策等を記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性別、年代、国籍等を問わず子どもから高齢者、障がい者などのすべての利用者が快適に過ごし、満足してもらえるように対応します。 ・ 教育文化施設として、さまざまな体験活動や各種講座、史跡探訪、企画展などを無料で実施します。また積極的な発信を行い、学校・公民館・福祉施設等への出前授業やオンライン講座等を行います。 ・ 利用者に対しては、特定の人たちや団体等に偏ることなく平等に情報を提供し、参加を促進します。
<p>1-1(3) 要望、意見、苦情への対応(どのような対応を行うかを記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からの要望、意見、苦情は施設運営のさらなる改善のための貴重な「生の声」であるため、真摯かつ誠実に受け止めて対応します。 ・ 苦情に対しては、苦情対応委員会で協議・検討し、迅速な対応を図り、全職員が苦情内容や対応の結果を共有することで、再発防止に努めます。 ・ 利用者や講座・イベント等への参加者にアンケートを実施し、ニーズに応じていくように努めます。

2 施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること

<p>2-1(1) 利用者サービスの向上に関する提案(施設利用者のサービス向上につながる提案を記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の年代や志向に合った講座やイベント、ワークショップ等を計画し、利用者が笑顔で楽しめる内容と場づくりに努め、リピートを促進します。 ・ 安井息軒や清武町域の歴史・民俗・文化のことならどこにも劣らない対応ができるよう研鑽に励み、地域の情報を常に把握して、質の高い対応を行います。 ・ 職員が利用者とのコミュニケーションを明るく丁寧にとれるよう、サービス意識をもった接遇に努めます。 ・ 多人数の団体利用者に対しては、職員のみならず顕彰会会員の協力を得て、安心安全の確保、満足できるガイドに努め、きめ細やかな対応を行います。
<p>2-1(2) 利用者の増加を図るための取り組みに関する提案(利用者の増加を図るための提案を記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まで興味をもって取り組める事業や、楽しみながら学べる体験学習、地域の施設等を対象とした出前授業等を行います。 ・ 関係機関・団体等との意見交換会を行い、子どもから高齢者までの意見要望を収集し、施設整備や運営方法、研修や学習、自主事業等の更なる充実を図ります。 ・ 安井息軒関連の各種コンクール(絵画・自由研究・書道、短歌・俳句・川柳等)を企画し、展示・表彰を行うことで、来館者を増やすとともに、記念館施設への関心を高め、息軒への理解を深められるようにします。
<p>2-1(3) 施設の設置目的の理解と課題の認識(施設を設置した目的の方針と今後の課題について記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安井息軒の「高いところざし」と「偉業」の顕彰に関する事業を行い、市民の教育、学術及び文化の発展、ふるさとの活性化に寄与するとともに、会員の交流と親睦を図るなど、生涯学習の学びの場としての一翼を担っていきます。 ・ 安井息軒に対する知名度や認知度を高めるため、年代やニーズに応じた楽しい企画を実施するとともに、研究の成果を分かりやすく市内外に発信する方法を工夫していきます。 ・ 国内外の安井息軒関係者・愛好者との情報交換を行い、資料提供・寄贈等の受容・依頼・収集・解説・解釈等を行って、安井息軒に関する情報発信の拠点としていきます。

2-(4) 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案(市民の教育、学術及び文化の発展への寄与、安井息軒や歴史・文化に対する市民への理解や関心の深め方、等の提案を記入)

① 市民の教育、学術及び文化の発展のための施設運営

- ・ 学芸員や記念館職員が出前授業等を実施することで、記念館としての教育的役割を発揮し、学習支援を図りながら来館のきっかけを提供できる仕組みを構築します。
- ・ 地域の文化振興に貢献するため、地域に溶け込み、共に歩み文化を発信する記念館として、地域や安井息軒を顕彰する催事を実施します(「安井息軒記念事業(息軒の日)」、「お佐代さんを偲ぶ会」等)。
- ・ 催事を実施する際は、一般だけでなく、小中学生、高校生、大学生等のボランティアの活躍の場を提供し、教育の一環として、人と人の触れ合いから学べる場とします。
- ・ 安井息軒記念館は安井息軒に特化した施設であることから、顕彰と普及のため、安井息軒に関する自習・学習、研修、調査研究、発表、交流の場としての機能を推進します。

② 安井息軒や歴史文化に対する市民の理解と関心を深めるための施設運営

- ・ 「息軒だより」や記念館のHPの充実に努めるとともに、テレビ会議システム等を活用したICT化を推進するなど、市民と交流できる、情報の収集・整理・発信を行います。
- ・ 「安井息軒梅まつり」では、安井息軒旧宅、記念館、香梅庵等を開放し、顕彰のためのさまざまな発表や体験活動等を行うことで、市民が楽しみながら施設への関心を深め、息軒を郷土の偉人として誇りに感じてもらえる機会とします。
- ・ 園児や小学生に対して、「清武かるた」「息軒かるた」を用いた大会や体験遊び、「息軒紙芝居」等を施設内外で行い、子どもたちが郷土の歴史、文化、偉人に親しむ機会を設けます。また要請に応じて、園児、小学生、高齢者等に対して、かるた遊び等の支援を行います。

3 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること

3-(1) 指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額

① 市が支払う指定管理料の基本的な考え方を記入してください。

- ・ 市から提示された募集要項及び業務仕様書を遵守し、利用者の立場に立った運営を基本に、利用者へのサービス向上、安井息軒顕彰の普及促進並びに新たな調査研究事業等に充当します。
- ・ 収支計画は、5か年の均等割でなく、事業計画に基づいた予算配分とし、経費内容は過去5年半の安井息軒記念館管理運営の実績に基づいた金額を根拠に算定します。

② 利用料金の設定

- ・ 本施設では、特産品等販売や飲食提供は行っておらず、また自動販売機の設置もないため、この項目には該当しません。

③ 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案

(指定管理料縮減のため、管理運営の効率化にどのように取り組むかを記入)

ア 管理業務の効率化と経費縮減

- ・ 業務内容に即した弾力的な勤務シフトを組み、加えて顕彰会会員を効率的に活用します。
- ・ 電気料金を節減していくため、デマンドコントローラーの設置、不要な照明の消灯やLED照明への交換、更には効率的な空調機使用に努めます。
- ・ 電子媒体を活用したペーパーレス化や通信コスト節減のためのビジネスメール等の効率的な活用に努めます。
- ・ 職員や顕彰会会員による施設設備の日々の点検を重視して、大規模修理にならないよう、きめ細やかな維持管理に努めます。
- ・ 施設の維持管理業務に係る第三者業務委託の場合は、仕様書を定めて一般競争入札を行い、経費節減を図ります。

イ 事業運営の効率化と経費縮減

- ・ 事業実施に際しては、記念館や顕彰会だけでなく、関係機関・団体等と協働(共催、後援、協力)して効率的に実施します。また類似の事業は、日程・内容等を調整して実施します。
- ・ 事業実施の際は、サービス低下にならない範囲内で職員全員が省エネ、省資源化に取り組みます。

4 施設の管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

4-1(1) 人的体制の確保及び研修体制

- ① 適切な管理運営のための、業務実施体制(配置計画、勤務体制、賃金、その他労働条件)を記入してください。
 - ・ 職員配置計画及び勤務体制は、4人の職員体制とし、施設の管理運営が円滑に図られるよう柔軟なシフトを組み、対応できない場合は顕彰会会員と連携して、利用者の利便性、サービスの向上を図ります。
 - ・ 賃金及びその他の労働条件については、安井息軒顕彰会が定めた規程等を適用します。
- ② 職員の能力育成のためにどのような研修を実施するか記入してください。
 - ア 職員研修
 - ・ 施設利用者の学習活動を支援するため、館長が中心となって、分かりやすい説明をするためのガイドンス研修や接客能力を高めるための接客研修を行います。
 - ・ 施設利用者に安心安全に過ごしていただくために、AED講習会、防犯・防災訓練等を行います。
 - ・ 職場全体の士気や業務効率を高め、明るい職場環境としていくための各種研修(顕彰会の各種規程・規則等)を行います。
 - イ 学芸員に関する研修
 - ・ 施設の管理・運営及び収蔵資料の適切な管理に関する知識・技術の習得のための研修を受講します。
 - ・ 全国各地の偉人を中核とした記念館の取り組みや展示・普及活動についての先進地視察・研修を行い、偉人の記念館としての機能の向上に生かします。
 - ・ 安井息軒や友人・弟子などの研究等を行っている大学・施設等に出向き、関係機関・団体等と協働して、最新情報や研究の交流等を行います。

4-1(2) 事業計画の実現可能性(継続性、安定性)(次の事項について詳しく記入)

- ① 地域や関係機関及びボランティアとの連携について(考えや取り組みを記入)
 - ・ 安井息軒記念館が行う事業や顕彰会が行う自主事業等を実施する際には、地域住民や教育関係機関、行政をはじめ図書館や公民館などの生涯学習施設、文教施設、ボランティア団体・個人等さまざまな関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、記念館の活動を広めていきます。
- ② 市との連携について(考えや取り組みを記入)
 - ・ 「安井息軒顕彰・川口市文化交流事業」については、生涯学習課と連携し、使節団の事前学習会や川口市使節団との交流学習、安井息軒を通じた人的・文化的交流のサポートを積極的に行います。
 - ・ 安井息軒顕彰事業は、顕彰会及び記念館の単独事業だけでなく、宮崎市と連携した取り組みを今後とも協働して実施します(「先人祭」「清武町史セミナー」「安井息軒記念事業」「安井息軒梅まつり」等)。
- ③ 地域や利用者のニーズ把握(ニーズ把握の手法と運営への反映について記入)
 - ・ 各種アンケート(常設展、企画展、各種事業・講座、大学生への授業、出前授業の際の意見要望等)を行い、意見要望に応じた改善を図ることで、より分かりやすく利用しやすい事業を行います。
 - ・ 関係機関・団体等との意見交換会や外部評価会を開催し、地域や利用者のニーズ把握に努め、年間事業計画や事業の協働実施に反映します。

4-1(3) 申請者の安定性、信頼性(貴団体の安定性や信頼性について記入)

- ① 申請者の財務状況について
 - ・ NPO 法人安井息軒顕彰会の過去2年間の純資産(正味財産)は、令和2年度が4,427千円、令和3年度が5,788千円であり、また借入金が0円で会計や税理に関しては税理士と協議しています。修理修繕のリスク負担増等が発生しても施設管理運営は可能であり、財務状況は良好と判断します。
- ② 個人情報の保護対策について
 - ・ 取り扱う個人情報は、いずれも本人の承諾を得て限定使用します。これまでトラブルの発生はないものの、不正アクセス、情報の破壊、漏洩の防止等の安全対策や個人情報保護に万全を尽くす必要があることから、関連する法令、条例、更には安井息軒顕彰会の規程等を改正し遵守します。

5 安全管理に対する対応

5-1(1) 災害や不審人物の対応など危機管理に対する対応(次の各事項について記入)

① 自然災害(地震、火災など)への対応

- ・ 自然災害(地震・台風・大雨等)については、安井息軒記念館が定めた自然災害への対応の手順に基づき、利用者の安全を第一にした対応を行います。
- ・ 火災については、防火管理者を中心に自主防災組織を編成するとともに、消防署等と連携して、消火訓練や通報訓練、避難誘導訓練等を行い、的確な行動がとれるようにします。

② 不審人物への対応

- ・ 不審者の迷惑行為によって利用者が被害に遭わないよう、「安井息軒記念館危機管理・対応マニュアル」に沿って対応します。マニュアルは適宜見直して、実践的な研修や訓練に生かします。

③ 設備事故への対応

- ・ 事故発生時は利用者の安全確保を図り、「危機管理・対応マニュアル」を基に対応を行います。正確な状況把握を行い、速やかに文化財課へ通報・報告し、情報共有に努めます。
- ・ 開館時は館長や学芸員を中心とした職員による巡回を行い、事故の未然防止に努めます。夜間・閉館時は警備保障会社による監視を徹底します。

④ その他、利用者の安全確保を図るための対応、時間外での対応等

- ・ 職員等緊急連絡網を作成し、職員や施設近隣在住の顕彰会幹部が情報を共有して事業の円滑な継続ができるようにします。
- ・ 利用者が大人数の団体である場合は、顕彰会会員が支援して安全確保を図ります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止対策として、コロナ対策ポリシーを策定し、HP上で公開するとともに、来館者への検温、手指消毒、マスクの着用、必要な間隔の確保等を徹底し、効果的な換気を行います。

6 労働福祉の状況及び環境保護

6-1(1)雇用に対する基本的な考え方

① 雇用に対する考え方(正社員・契約社員などに対する考え方を記入)

- ・ 安井息軒記念館を国内外への情報収集・研究・発信の拠点として、生涯学習活動を広く市民を対象に推進していくため、適切な事業を企画立案・運営できる能力、社会性、コミュニケーション能力、知識・技能及び意欲を有し、顕彰会との自主事業活動を協働できる、自発的かつ積極的な人材を雇用します。

② 職員の賃金やその他労働条件は適正か。(職員の賃金や雇用条件等を記入)

- ・ 職員の賃金や労働条件は、県内の類似の関係機関・団体等や宮崎市が規定した賃金及び労働条件を参考に、顕彰会の就業規則及び給与規程により定め、適正に行います。

6-1(2) 障がい者の就労支援への対応

(障がい者の雇用状況・計画及び障がい者就労施設等への物品調達や委託の発注状況・計画について記入)

- ・ 障がい者雇用促進法に基づいた適用施設ではないが、能力を有効に発揮し就労に不安を抱かせないよう「合理的配慮」のもとで、テレワーク等の就労について検討します。
- ・ ノーマライゼーションの理念に沿って、障がいの有無に関係なく、共に生き生きと社会活動に参加し、自分らしく生きるという共生社会に貢献できるように対応します。

6-1(3) 環境に配慮した施設管理(省エネやリサイクルの推進など、どのような点で環境に配慮しますか。)

- ・ エアコンの設定温度の適正化、不要な照明の消灯、LED照明への交換等、節電対策を徹底します。更には、ごみの分別、会議資料等の簡素化(両面コピーの励行)等、リサイクルや省エネ・省資源対策にも積極的に取り組めるよう、意識の高揚を図ります。
- ・ 職員が環境に配慮した取り組みができるよう自己チェックシートを活用し、環境問題への自己啓発を積極的に行います。